



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会は、日本で唯一の認可金融商品取引業協会です。

本協会は、1973年7月に、これまで複数の地域に分かれていた証券業協会を統合した「社団法人 日本証券業協会」として設立されました。その後、1992年7月に証券取引法上の認可法人に改組され、2007年9月には金融商品取引法の施行に伴い同法第67条の2第2項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた、日本で唯一の認可金融商品取引業協会です。本協会は、協会員(会員、特別会員及び特定業務会員)をもって組織され、自主規制機関として活動しています。

自主規制とは

「自主規制」とは、投資者の保護・金融商品市場への信頼確保のため、市場関係者自らが策定した規則によって自らを律することです(自主規制業務につきましてはP.3をご覧ください。)。

本協会は、協会員の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的としています。

3つの協会員区分と主な構成員

会 員	有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者 証券会社、投資信託を販売する会社、有価証券関連デリバティブ取引を行う会社など
特別会員	登録金融機関 銀行、信託銀行、信用金庫、生命保険会社、損害保険会社など
特定業務会員	第一種金融商品取引業において、特定店頭デリバティブ取引等に係る業務、 第一種少額電子募集取扱業務又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務のみを行う会社 電子取引基盤運営業専業会社、株式投資型クラウドファンディング業務専業会社、 商品関連デリバティブ専業会社など

協会員数	会員 264社	特別会員 200機関	特定業務会員 11社 (2025年4月1日時点)
役職員数	376名 (2025年4月1日時点)		
代表者	会長 日比野 隆司		



“空と海”が広がる地球をイメージし、手前の曲線は市場の円滑な運営を、奥の正方形は市場の公平性を表しています。また、奥のダークブルーの正方形は宇宙を表しており、奥に広がる無限の未来と可能性を見据えるという想いを込めました。



ますます重要になっていく、 日本証券業協会の役割と責務

日本証券業協会は、金融資本市場の公正かつ円滑な運営、金融商品取引業の健全な発展及び投資者の保護を目的として設立された、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣の認可を受けた唯一の団体です。金融資本市場は、市場メカニズムによる効率的な資金配分機能に基づき、投資者の資産運用の場及び次代を担う成長産業をはじめとする企業の資金調達の場として、我が国経済において重要な役割を担っております。このため、本協会は国民の安定的な資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて我が国経済の一層の発展に貢献してまいります。

会長

日比野 隆司



日本証券業協会の 主要な業務

自主規制、金融商品市場の運営に関する業務



1 | 自主規制ルールの制定、監査の実施、自主制裁の発動

- ①金融商品市場の公正性を維持し、円滑な取引を可能とするため、協会員に適用される自主規制ルール(協会員及びその役職員に対する行為規制・金融商品取引・内部管理に関するルールなど)を制定しています。
- ②協会員の内部管理態勢の整備状況や法令、自主規制ルールの遵守状況等について監査を実施するとともに、会員の経営状況等についてモニタリングを行っています。
- ③協会員及びその役職員の法令、自主規制ルールの違反等に対して、厳正な制裁を行い、再発防止に努めています。

2 | 外務員登録事務及び資格試験・更新研修等の実施

内閣総理大臣からの委任を受けた外務員の登録に関する事務を行っているほか、外務員資格試験、内部管理責任者資格試験、外務員資格更新研修を実施しています。

3 | 協会員の役職員向け研修等の実施

協会員の役職員における法令・諸規則等の遵守の徹底、職業倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を図ることを目的として、自主規制ルールに基づく研修をはじめとする各種研修の実施及び協会員の行う社内研修への講師派遣等の支援を行っています。

4 | 金融商品市場の制度整備・市場管理業務

投資者及び発行会社のニーズに応えるため、金融商品市場の制度整備を行っているほか、主要な市場管理業務等を行っています。

- ①公社債市場の整備・拡充並びに公社債店頭売買参考統計値及び社債の取引情報の発表
- ②証券化商品、金融派生商品市場の整備・拡充
- ③上場株券等の取引所金融商品市場外取引(PTS(私設取引システム)を含む)に関する制度整備及び気配・約定情報の公表並びにその他統計情報の公表
- ④非上場株券等(株式投資型クラウドファンディング、株主コミュニティ及び特定投資家向け銘柄制度(J-Ships)等)に関する制度整備

5 | 証券取引等の相談・苦情、あっせん

顧客からの協会員の業務に関する相談・苦情に応じているほか、紛争解決の「あっせん」を行っています。なお、これらの業務については、NPO法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)に委託しています。

6 | 認定個人情報保護団体の業務の実施

「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として、協会員の個人情報等の適正な取扱いを確保するための業務を行っています。



国際業務・

金融資本市場のグローバル化に対応して、証券監督者国際機構参加し、海外の証券関係団体等との情報交換、国際交流の促進外へのプロモーション、アジア証券人フォーラム(ASF)の運営応、情報の収集、海外向け広報・情報発信などを行っています。



金融商品取引業、金融商品市場の健全な発展を推進する業務



1 | 金融商品市場や国民の安定的な資産形成の支援に関する調査研究及び意見表明

- ①金融商品市場や国民の安定的な資産形成の支援に関する様々な調査研究を実施し、その結果を公表しています。
②金融商品取引業及び金融商品市場に係る制度問題・税制問題等について検討を進めるとともに、政府その他関係各方面に對して意見の表明を行い、その実現を働きかけています。

2 | 統計資料等の発表

株式市場や公社債市場等に関する各種情報の収集・集計を行い、投資者及び協会員に有用な資料を提供しています。

- ①株式市場に関する統計資料
②公社債市場に関する統計資料
③金融派生商品、証券化市場に関する統計資料等
④金融商品市場及び証券業界の動向に関する統計資料等

3 | 広報事業

幅広い層に対し、証券会社や証券投資の意義・必要性の理解を促進する広報活動をはじめ、投資者及び協会員にとって重要な制度改正・新設等があった際の周知や、証券業界として重要な課題等に適切に対応するための広報活動に取り組んでいます。

4 | 関係団体等との意思の疎通及び意見の調整

協会員間あるいは関係各団体との意思の疎通及び意見の調整を図り、諸施策を推進しています。

国際交流

(IOSCO)、国際証券業協会会議(ICS)等の国際的な枠組みにを図るとともに、日本証券サミットの開催等による日本市場の海を通じた新興市場への技術支援、海外からの問い合わせへの対

5 | 反社会的勢力の排除に関する支援

金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するため、会員等の取組みの支援を行っています。

6 | 金融商品市場全体の事業継続に関する支援

災害等の発生時における協会員及び証券取引所等の金融商品市場における共通インフラである関係機関に係る情報の収集・提供のため、証券市場BCPWEBの管理・運営を行っています。

7 | サステナビリティ推進

証券業界における働きがいのある職場環境の整備、ダイバーシティの一層の推進に取り組んでいます。また、証券業界として経済的に厳しい状況にあるこども等への支援を行っています。

8 | 金融経済教育の推進

国民の金融リテラシーの向上及び安定的な資産形成が促進されるよう、金融経済教育推進機構(J-FLEC)が行う金融経済教育活動を支援するほか、関係団体と協働し、全国における金融経済教育の推進を図っています。

J-FLEC(ジェイフレック)とは?

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、2024年4月に設立された金融庁所管の認可法人です。設立にあたっては、金融広報中央委員会(事務局:日本銀行)、全国銀行協会、日本証券業協会が発起人となりました。J-FLECでは、国民一人ひとりが経済的に自立し、安心かつ豊かな生活を送るために、金融リテラシーを高められるよう、中立・公正な立場から講師派遣、イベント・セミナー、個別相談等の事業を行っています。

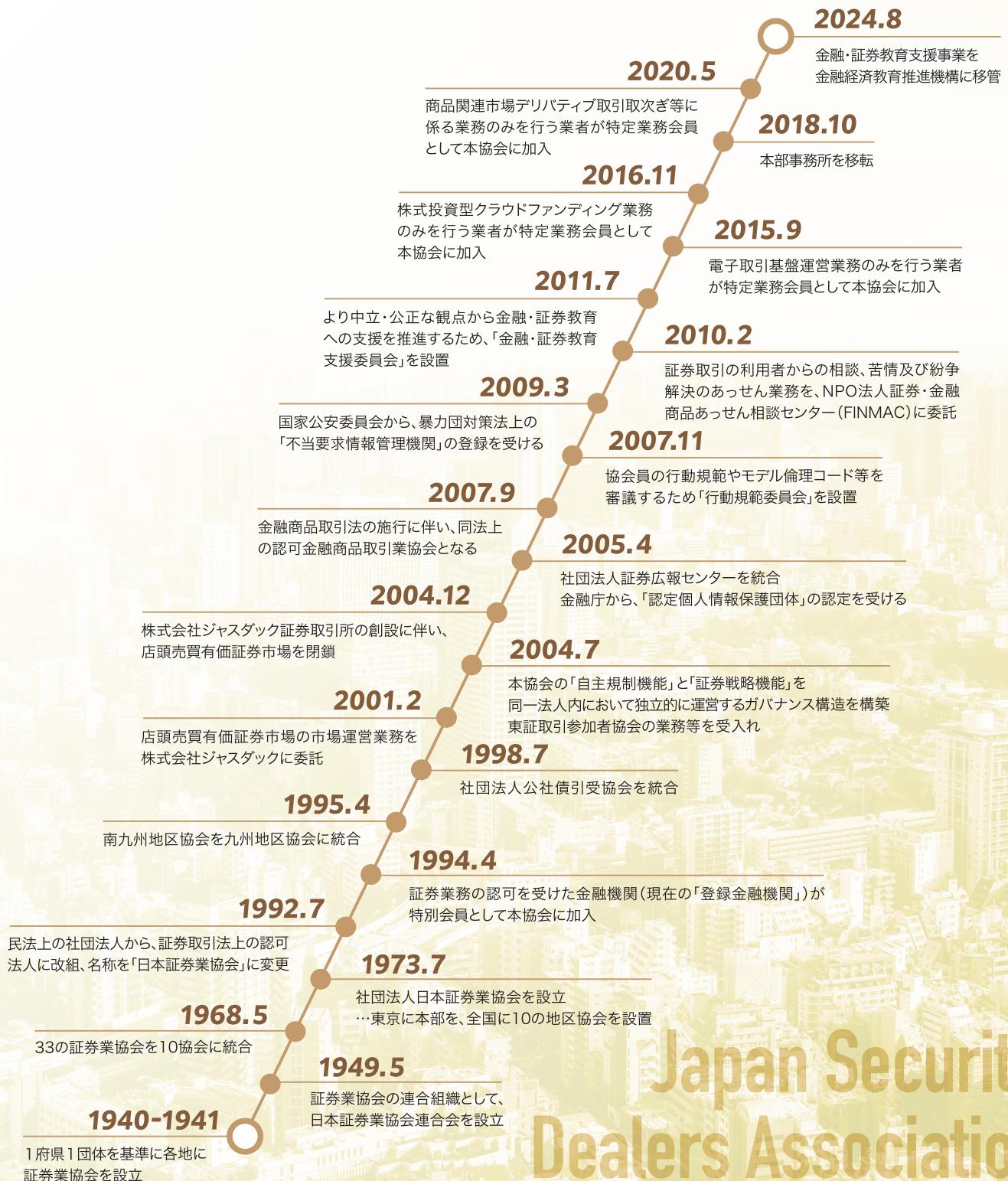


J-FLEC
金融経済教育推進機構

<https://www.j-flec.go.jp/>

日本証券業協会の沿革・機関

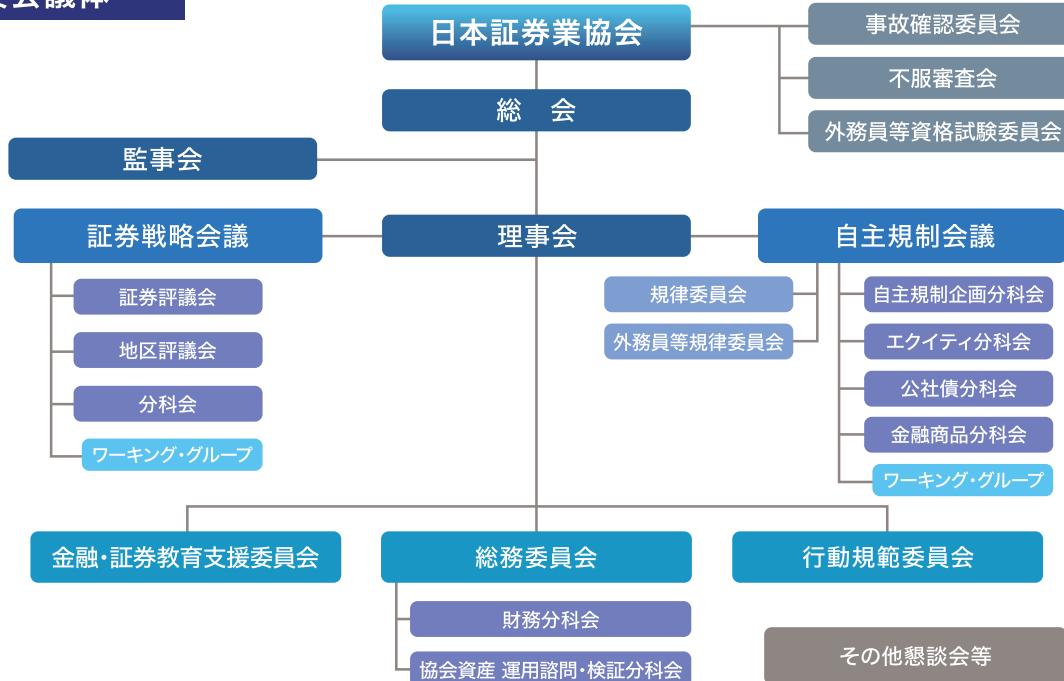
社会構造の変化を見据えた活力のある金融資本市場の実現のために日本証券業協会は歩み続けます。



Japan Securities
Dealers Association's
History



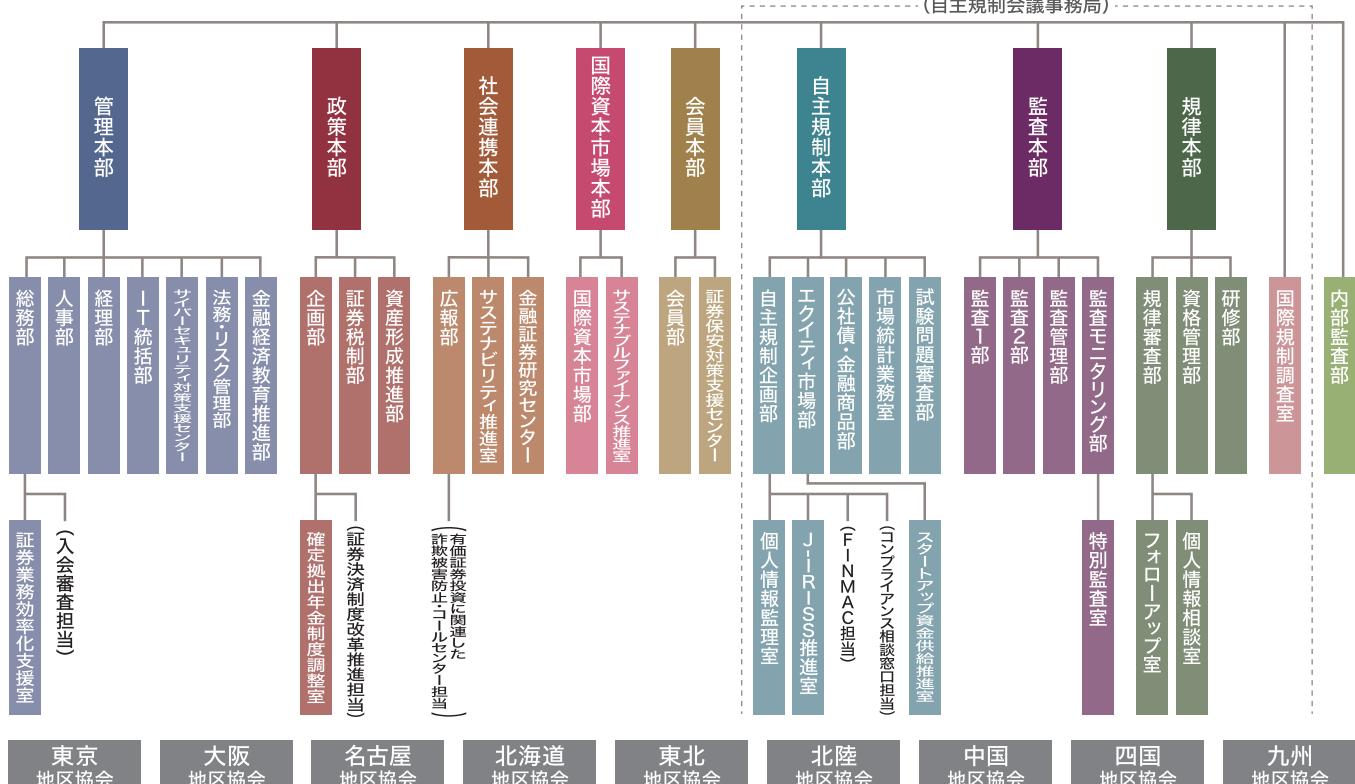
主要会議体



事務局組織・地区協会

代表役員(会長・副会長・専務理事)
常勤役員会

(自主規制会議事務局)



2025年7月1日時点



東京都中央区日本橋2-11-2

TEL.03-665-6800

<https://www.jsda.or.jp/>

北海道地区協会 〒060-0061 札幌市中央区南1条西5-14-1

東北地区協会 〒980-0021 仙台市青葉区中央2-9-27

東京地区協会 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-11-2

名古屋地区協会 〒460-0008 名古屋市中区栄3-8-20

北陸地区協会 〒920-0981 金沢市片町2-2-15

大阪地区協会 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-5-5

中国地区協会 〒730-0014 広島市中区上幟町3-26

四国地区協会 〒760-0025 高松市古新町4-5

九州地区協会 〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

